

農業・農協改革だより

12月号



改正農協法は、平成28年4月1日施行となっており、今後、政省令の公布などが予定されています。本誌では、改正農協法のポイント解説を平成27年11月号から5回にわたって掲載しています。

《中央会制度の廃止・JAへの監査制度の変更》

改正農協法では、中央会に関する規定が全面的に削除され、平成31年9月末までにJA全中は一般社団法人に、都道府県中央会は農協法上の連合会に移行することとなりました。なお、今後中央会という名称は使用可能となるよう措置されました。

JA全中の機能は、「代表、総合調整」となり、都道府県中央会の機能は、「代表、総合調整」、「経営相談」、「業務監査」となりました。

また、JAへの監査については、平成31年9月末までに、会計監査人（公認会計士または監査法人）による会計監査に移行することとなりました。（今後、政令で定められる規模に達しないJAを除く。）

JAは、JA全中から分離して公認会計士法に基づき設立した監査法人が一般の監査法人かを選択します。このような監査制度の変更にあたっては、改正農協法の附則で、「JA全中から分離する監査法人の円滑な業務開始・運営」「JAが会計監査人を確実に選任できること」「JAの実質的な負担増がないこと」等に政府が適切な配慮をすることが規定されています。

なお、JA全中から分離する監査法人の設立は平成29年度が見込まれ、平成29、30年度については試行的な監査を実施し、正式には平成31年度から監査を実施する方向で検討されています。

JA香川県への監査については、平成31年度から会計監査人の監査に移行することが見込まれます。

都道府県中央会の連合会への移行については、全国一斉に平成31年度に移行する方向で検討されています。

平成27年11月18日現在の情勢をもとに作成

お問い合わせ先：JA香川県総務部組織広報課 TEL：087(825)1233